

区民意見募集等の結果

1. 意見募集期間 平成29年3月15日～4月5日
2. 意見提出の件数 2通(2名)
3. 意見の概要、意見に対する区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方
整備項目(管理について)	ごみ置き場の管理について大規模集合住宅に比べて管理人がいないことや清掃が行き届かない。 ごみ置き場は隣地から3m以上離し、防臭対策を施すこと。 悪臭防止策をとってほしい。	現行の条例では3階建て12戸以上など一定規模以上の共同住宅について管理人室の設置や管理に関する基準を定めており、今回の改正では、新たに2階建て以下でも同規模の長屋・共同住宅を対象にするものです。 ごみ置き場の防臭対策については、近隣トラブルの防止の観点から、悪臭防止策の例を本条例のパンフレットに例示する等注意喚起を行います。
整備項目(事前周知)	ワンルームマンション等の建設について、ワンルームやコインパーキングを設置する場合は、事前説明する機会を設けること。 ごみ置き場、駐車場の設置場所について近隣住民に事前周知すること。	本条例では壁面後退などの整備項目を設け住環境に配慮した建築計画の誘導を目的としております。周辺住民への周知については、世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例において、住居系の用途地域で3階建て、商業系で高さ10mを超える建築物について、標識の設置や隣接住民説明の事前周知を行っております。また、50台以上又は駐車場の面積が1,000㎡以上の駐車場を新設等をする場合は、世田谷区環境基本条例に基づく住民説明会を行っております。
整備項目(緑地について)	緑地について以前あった緑地を一定規模以上残し、隣地に配慮した緑地と道路に面した場所に配置する。	区では世田谷区みどりの基本条例により、150㎡以上の敷地について緑化基準を設け、みどりの保全・創出による豊かな住環境の形成のために誘導を行っております。
整備項目(その他)	建物の建設に係る相隣問題等について、相談窓口の設置を。	区では、世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例において、住居系の用途地域で3階建て、商業系で高さ10mを超える中高層建築物については、総合支所街づくり課相隣担当で対応しています。 また、住まいサポートセンターでは住宅の建設、住まいに関する法律の相談等に対する「住まいの法律相談」のほか各種住宅相談を実施しており、このほか総合支所地域振興課では、相隣問題等、区民の日常生活における法律上の悩み事について解決の方向性を助言する弁護士相談を実施しています。